

議会議案第24号

司法修習生の待遇改善と修習期間中の給費制の復活を求め
る意見書の提出について

司法修習生待遇改善と修習期間中の給費制の復活を求めることに関し、
次のとおり意見書を提出する。

平成28年2月24日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	長 嶋 竜 弘
同	同	上	上 畠 寛 弘
同	同	上	渡 邊 昌一郎
同	同	上	中 澤 克 之
同	同	上	岡 田 和 則
同	同	上	松 中 健 治

司法修習生の待遇改善と修習期間中の給費制の復活を求める意見書

我が国の司法制度において法曹を目指すには司法試験を合格後、1年間の司法修習を終えなければ、裁判官、弁護士、検察官になることはできない。司法修習の目的は、法律実務に関する汎用的な知識や技法と、高い職業意識や倫理観を備えた法曹を養成するために、法曹養成において必須の過程として置かれている。この司法修習の期間、1年間という短い期間でその目的を達成すべく、平成22年11月までは、司法修習に専念させるため、兼業を禁止し、司法修習生には国から国家公務員の給与と同等額が支払われていたが、このような給費制は廃止された。廃止以降は司法修習生に対して修習期間の生活資金を貸与する貸与制が開始されている。

新司法試験が創設されて以降、法科大学院の修了を原則とする中で、法科大学院においても高額な入学金・学費が求められており、若年にもかかわらず、高額な奨学金を借用する学生も多数存在する。その上、司法試験合格後の司法修習期間において給費制が廃止され、貸与制に切りかわったことによって、人によってはさらに借金が重くのしかかり、法曹を目指すに当たって高い障壁となっている。給費制の時には禁止されていた兼業、アルバイトも例外的に裁判所の許可によって行えるが、本来であれば、司法修習に全身全霊をもって専念するところ、修習時間外に兼業、アルバイトをすることで心身に負荷がかかり、司法修習に悪影響を与えかねない実態もある。そもそも兼業許可は例外的であり、原則アルバイトが認められていないことを考えれば司法修習生の収入確保は厳しい現状がある。

そもそも国は国民の幅広いニーズに応える司法制度を実現すべく、平成11年、司法制度改革審議会が設置されて以降、平成13年には司法制度改革推進法も施行され、様々な司法改革が行われてきた。しかし、このような給費制の廃止、貸与制の実施により、先述した弊害も発生しており、これでは、本来目的とされる「高い職業意識や倫理観を備えた法曹を養成すること」はもちろんのこと、国民の幅広いニーズに応える司法制度の実現も達成できない。また、経済的に余裕のある人しか法曹を目指すなくなる、もしくは目指すことができなくなることは、日本社会にとって大変不幸なことであり、我が国の発展を大きく阻害することにな

りかねない。司法制度改革審議会のこれまでの議論の中でも「資力が
ない人、資力が十分でない者」が法曹となる機会を求めてきている。

以上のことを踏まえて、鎌倉市議会は、司法修習生の待遇改善をす
べく、修習期間中の給費制の復活を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月17日

鎌 倉 市 議 会